第2章 事前調查対象範囲

事前調査対象範囲(以下、「調査範囲」という。)は、事業立地に際して、配慮すべき事項を明らかにするために必要な情報(地域の環境特性)を把握できることを条件とし、事業立地において配慮が必要と考えられる大気環境等の影響や、植物の生育・動物の生息環境、景観資源の分布を踏まえた範囲として、計画地を中心とした約8km四方の範囲とした。

なお、上記範囲には多賀城市や七ヶ浜町が含まれるが、仙台塩釜港(仙台港区)や工業地帯を挟んでおり、自然環境・社会状況の点から地域の一体性は必ずしも強くないと考えられることから、調査対象範囲としては仙台市域とした。

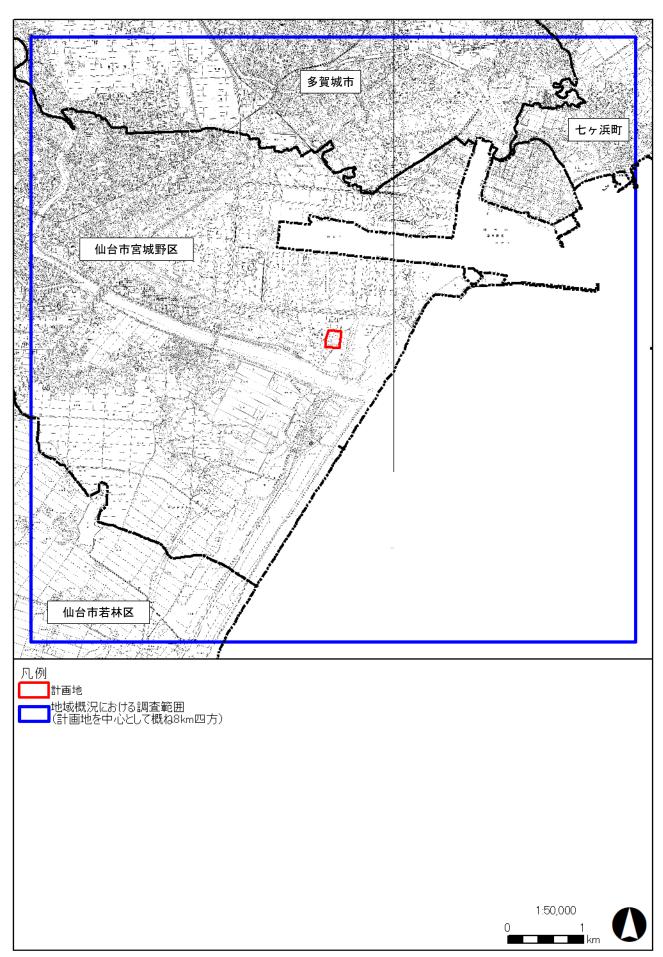


図 2-1 事前調査対象範囲